

●○○ 第169回あすか倶楽部 定例会 ●○○

テーマ：あすか倶楽部ディベート

「消費生活相談員資格は必要 or 不要」

ファシリテーター：田村 夏子 氏（消費生活アドバイザー 23期）

日時：2015年1月17日（土）14:00～17:00

場所：トヨタ自動車（株）池袋アムラックスビル6階604会議室

■あすか倶楽部のディベート

通常、ディベートの試合は、設定されたテーマの是非について、肯定側・否定側に分かれ、決められた持ち時間・順番にのっとり、第三者（ジャッジ、観客）を説得する形で議論を行い、議論された内容を基に第三者が勝ち負けを評価します。

あすか倶楽部の場合は、第三者のジャッジはなく、チームで議論し、論拠をまとめて、それを発表するというものです。

この形式での目的は、1つのテーマについて、議論することで、理解を深め、問題点を発見すること。指定された立場で議論することにより、自分の主張とは違う視点で強制的に、テーマを考えることにより、頭の体操をするということです。

■今回のテーマ

2014年6月に消費者安全法が改正されました。

改正の柱の1つに、消費者行政に携わる職員と消費生活相談員の確保と資質向上があげられます。

具体的な施策として、新しい消費生活相談員資格が導入されることになります。

<テーマ1>

消費生活相談員資格は必要それとも不要？

<テーマ2>

消費生活アドバイザーに求められることは？

消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員、消費生活コンサルタントという既存の3資格以外に、消費生活に関わる資格が新たに出来るため、その資格が必要か不要かを議論し

ました。

次に、今後、消費生活アドバイザーに求められるものは何なのか、どのように差別化していくのかについて、議論をしました。

■まとめ

消費生活アドバイザーに求められるものとして、以下のことがあげられました。

- ・「消費者」「企業」「行政」3者をつなぐこと
- ・消費者教育
- ・他の消費生活系資格とのビジョンの違いを明確にすること
 - 消費問題を解決するだけでなく、生活を豊かにすること
- ・ADR 機能
- ・認知度の向上

消費生活アドバイザーの特徴は、どちらかの立場に寄るものではなく、それぞれの橋渡しをすることです。

また、資格試験での出題範囲が広く、多岐に渡る知識が求められますが、そもそも、それらの特徴が認識されていないと意味がありません。

そこで、認知度向上のための行動として、行政のパブリックコメントへ意見を提出することで、消費生活アドバイザーとしての主張を発信し、存在をアピールするという案ができました。

今後、あすか倶楽部では、毎月の定例会を使って、パブリックコメントについて取り組んでいくことになりました。

■感想

過去のディベートでもそうですが、消費生活アドバイザーの方は、意識が高い方が多いので、取り上げるテーマに対して、必ず、既に知見をお持ちの方がいらっしゃるなど感心しました。

また、今回は、ただテーマについて議論するだけでなく、具体的な行動案ができたこと。それを実現するために、5月のあすか倶楽部でパブリックコメントの書き方を学び、実際に、提出するという施策まで決められたことが、素晴らしいと思いました。

ファシリテーター&議事録作成 : 消費生活アドバイザー 23期 田村夏子

